

消費生活センターだより

暮らしのスクラム

お試しのつもいが
定期購入

事例①

スマートフォンで「初回送料のみでお試し」のダイエットサプリメントを購入。1ヶ月後、また同じサプリメントが届いたので返品を申し出ると「4回の定期購入なので解約はできない」と言われた。



事例②

SNSで「芸能人も使用。ダイエット効果や美容効果がある」という広告を見て、スマホで100円の青汁を注文。ところがその後も商品が届き、中には4800円のコンビニ振込用紙が入っていた。

あとでホームページを確認すると定期購入になっていた。

～アドバイス～

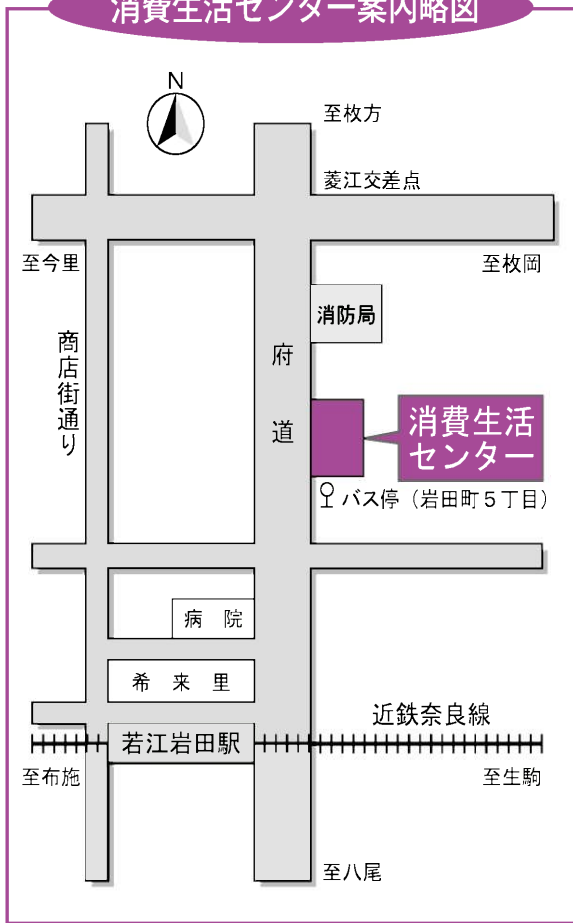
- 通信販売にはクーリング・オフ制度はありません。
- 「お試し」「初回0円」「送料のみ」などと表示されていても、定期購入が条件となっている場合があります。契約する前に契約内容をしっかり確認しましょう。
- 解約しようとしたところ、「定期購入期間内は解約できない」と拒否されるケースが多くみられます。期間内に解約が可能かどうか、また解約条件や解約方法なども確認しておきましょう。

発行：東大阪市立消費生活センター

電話番号・所在地など、詳しくは裏面をご覧ください！

消費生活センターご案内

消費生活センター案内略図



〈消費生活相談窓口は〉

●電話

072-965-0102

●受付時間

午前9時30分～午後4時まで

(土・日・祝日を除く)

※ 来所相談の場合は、事前に電話予約してください。

●交通：近鉄奈良線若江岩田駅下車 北へ徒歩約5分

〒578-0941 東大阪市岩田町5丁目7番36号

東大阪市立消費生活センター

TEL 072-965-6002(事務所)

FAX 072-962-9385

開館時間 午前9時から午後5時30分まで

… 相談窓口ではこんなことをしています …

- ◆ 自主交渉の助言……消費者がご自分で解決できる方法を助言します。
- ◆ 苦情処理のあっせん……契約に問題があれば、必要に応じて事業者とのあっせんをいたします。
- ◆ 専門機関の紹介……センターでお受けできない相談は、専門機関をご紹介いたします。
- ◆ 消費生活にかかわる情報提供など

★消費生活センターでお受けできない相談

- ◆ 事業者からの相談
- ◆ 個人間のトラブル
- ◆ 行政への苦情
- ◆ 損害賠償の請求



〈土曜・日曜の相談窓口〉

土曜日…(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 ☎06-4790-8110

午前10時から午後4時まで

日曜日…(公社)全国消費生活相談員協会 ☎06-6203-7650

午前10時から午前12時(正午)まで、午後1時から午後4時まで

表面もご覧ください!